

# 申し入れ

——いわゆる土地規制法に基づく注視区域指定への対応について——

2023年10月23日

鎌ヶ谷市長 芝田ひろみ様

「民主と自治の会」

藤代政夫 (藤代) 渡邊俊彦 (渡邊)

戸部光枝 (戸部)

\*連絡先: 445-9144

日頃より鎌ヶ谷市民の基本的な人権・個人情報の尊重と平和主義の実現にご尽力くださり心より敬意を表します。

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(以下“土地規制法”)に基づいて2023年9月11日「土地等利用状況審議会」が出した第3回指定の候補として180箇所があがっています。

“注視区域”の候補として「下総航空基地」「松戸支処」「習志野駐屯地」「木更津飛行場」等があがっていますが、鎌ヶ谷市は“下総基地”と“松戸駐屯地”の地元関係自治体となります。

国から「事務連絡」が来て鎌ヶ谷市からの意見聴取がされていると思われませんが、「土地規制法」は多くの問題を抱えた法律です。慎重に対応していただきたく「申し入れ」をしました。

「土地規制法」の問題点は・・・

○外国人が基地周辺等の土地を取得することは安全保障上問題があるということ  
でこの法律が作られましたが、国会での政府答弁では「外国人の土地取得によって基地機能が阻害されているような事実はない」と立法事実がありません。

○「特別注視区域」では200㎡以上の土地・建物等の売買には事前に届出義務が。財産権への、経済活動への大きな規制が掛かり過ぎてます。

○戦前の「要塞地帯法」の拡大版といわれるように、市民への徹底した監視・規制が行われることとなります。

○“施設の機能阻害行為”がなんだかよく分からない。(「例示」以外はどうなのか判明せず)

○刑罰規定があるのにその対象行為の内容が良く分からない。きちんと規定されていないのは罪刑法定主義に反する。

○いろいろなことが政令・内閣総理大臣の判断で規定されているので、法律内容が行政の恣意的判断にゆだねられすぎています。

○「その他の関係者」は知人・隣人の行動情報を提供しなければ罰せられるのでから密告の強要になります。

あまりにも多くの問題を抱えた法律です。

秘書広報課

-5,10,23

第29号受付

そこでお伺いいたします。

Q1、施設からほぼ 1kmの範囲内が規制の範囲と規定されてますが、下総基地ならびに松戸駐屯地の 1kmの範囲はどこまでになりますか？具体的に教えてください。

Q2、「機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため」と規定されていますが、

①下総基地の機能とは何ですか？機能阻害行為とは具体的にどのような行為か？

②松戸支処の機能とは何ですか？機能阻害行為とは具体的にどのような行為か？

Q3、松戸駐屯地、下総基地それぞれの施設の機能は変化するのですか？

たとえばcf、オスプレイが飛来するようになったら変わるのか？

cf、P3CからP1 に変わったら機能が変わるのか？

cf、新しい任務が加えられたときはどうなのか？

Q4、鎌ヶ谷市の都市機能、住民の生活機能は、基地の騒音や基地の存在で阻害されてますが、下総基地や松戸駐屯地の機能のほうが優先されるのですか？

Q5、関係自治体からの意見の聴取とのことですが(10/13 までに)、鎌ヶ谷市はどのように回答しましたか？

i) 区域の範囲にかかる地理的情報は？

ii) 開発計画・開発行為の情報とは？

iii) 過去に発生した基本方針第 4 の 2(1)の例示に該当すると思われる行為に関する情報は？

iv) それ以外に自治体(鎌ヶ谷市)としての意見を出しましたか？その内容は？

Q6、住民の行動等に関する情報を提供することは個人情報保護(施行)条例との関係でどのように対応しますか？

情報提供する場合、住民本人にその状況を伝えますか？

Q7、収用委員会は戦後軍事用(防衛)の場合土地収用しません。土地規制法での「買取」は結果的に軍事(防衛)用地の収用になりませんか？

Q8、「土地規制法の業務は第一義的には内閣府の仕事」ですが、情報の提供要求などに対応するのは鎌ヶ谷市の法定受託事務ですか、自治事務ですか？(根拠法令は?)

Q9、「注視区域」決定までの間に、鎌ヶ谷市は鎌ヶ谷市民に対する説明会を行ってください。

Q10、「土地規制法」は問題が多すぎます。鎌ヶ谷市として“国に廃止を要請”してください。

\*文書による回答を 11 月 15 日までをお願いします。



鎌 広 第 234号  
令和5年11月15日

「民主と自治の会」  
藤代 政夫 様  
渡邊 俊彦 様  
戸部 光枝 様

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



申し入れ「いわゆる土地規制法に基づく注視区域指定への対応について」(回答)

令和5年10月23日付けで申し入れのありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

Q1 下総基地並びに松戸駐屯地の1kmの具体的な範囲について

【回答】

注視区域又は特別注視区域の指定は、重要施設の周辺おおむね1,000メートルの区域内を指定することとされており、当該区域の指定にあたっては、「おおむね1,000メートルの区域内」の趣旨に鑑み、当該区域の外縁を重要施設の敷地からの距離が1,000メートルに近いものとなるようにするという考え方が内閣府から示されています。

この考え方に従って、下総航空基地及び松戸支処が注視区域に指定された場合に当該区域内に含まれる本市の地域を予想すると、次のようになると考えます。

下総航空基地に関しては、軽井沢、初富、南初富一丁目、中央二丁目、新鎌ヶ谷二丁目から四丁目まで、栗野、佐津間、南佐津間、中佐津間一丁目及び二丁目、西佐津間一丁目及び二丁目の地域が該当すると想定されます。

松戸支処に関しては、佐津間、北初富、北中沢一丁目及び三丁目、中沢、初富、串崎新田、くぬぎ山一丁目から五丁目の地域が該当すると想定されます。

しかしながら、具体的な範囲につきましては、注意区域の指定が国の事務事業であることや、注視区域に指定された旨の告示が出されるまでは本市においても当該注視区域の具体的な範囲を把握することができないことから、現時点において本市からお示しすることができません。

Q2 「機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため」の規定について

① 下総基地の機能及び機能阻害行為について

【回答】

下総基地及び松戸支処は防衛関係施設（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）。



以下「法」といいます。) 第2条第2項第1号) に該当するところ、当該施設の施設機能は「防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能」と定義されています(同条第4項第1号)。また、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針(令和4年9月16日閣議決定。以下「基本方針」といいます。)では、注視区域の指定の対象となる防衛関係施設を、我が国を防衛するための基盤としての機能を有する、ア. 部隊等の活動拠点となる施設、イ. 部隊等の機能支援を行う施設、ウ. 装備品の研究開発等を行う施設及びエ. 我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設から選定するとしています。

下総基地の機能は、上記のうちア. 部隊等の活動拠点となる施設であり、これが区域指定の事由とされています。

機能阻害行為は、基本方針において、次のとおり例示されています。なお、当該類型には、機能阻害行為の用に供する明らかなおそれがある行為も含まれます。

- ・ 自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置
- ・ 自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置
- ・ 施設機能に支障を来すレーザー光等の光の照射
- ・ 施設に物理的被害をもたらす物の投射装置を用いた物の投射
- ・ 施設に対する妨害電波の発射
- ・ 流出することにより係留施設の利用阻害につながる土砂の集積
- ・ 領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更

等

## ② 松戸支処の機能及び機能阻害行為について

【回答】

松戸支処の機能は、上記①中のアからエのうち、イ. 部隊等の機能支援を行う施設であり、これが区域指定の事由とされています。

機能阻害行為については、①と同様です。

## Q3 松戸駐屯地、下総基地それぞれの施設の機能の変化について

c f、オスプレイが飛来するようになったら変わるのか

c f、P3CからP1に変わったら機能が変わるのか

c f、新しい任務が加えられたときはどうなのか

【回答】

令和5年6月30日に開催された第5回土地等利用状況審議会の配布資料別紙「地方公共団体に対する意見聴取の結果(4. その他)」において、区域指定の事由となる重要施設の機能が変更となった場合などは、法及び基本方針に照らして適切に評価した上で、速やかに区域指定の解除等、必要な措置を講ずることとなると、重要施設の機能の変化がありうることを前提とした国の考え方が示されています。

このことから、松戸駐屯地及び下総基地についても、それぞれの施設の状況の変化により、当該施設の機能が変化する可能性はあると考えられます。

なお、質問文中にお示しの事例において施設の機能がどのように変化するかについては、本市が把握できる事柄ではありませんので、回答は差し控えさせていただきます。

Q4 鎌ヶ谷市の都市機能、住民の生活機能は、基地の騒音や基地の存在で阻害されていますが、下総航空基地や松戸駐屯地の機能の方が優先されるのかについて

【回答】

いわゆる土地規制法は、国が所管しており、本市は回答できる立場にありませんので、回答は差し控えさせていただきます。

Q5 関係自治体からの意見の聴取（10／13期限）における鎌ヶ谷市の回答について

① 区域の範囲にかかる地理的情報

【回答】

区域の範囲に係る地理的情報の照会は、区域図（案）の外縁の近傍に所在し、地形図には反映されていない地物に関する情報についてでした。これに対して本市からは、把握している情報がない旨を回答しました。

また、併せて、内閣府が作成した注視区域案の区域内に所在する地域の町字リストについて、本市で把握している最新の情報と齟齬（区域内に所在する町字の過不足、誤字や分割統合による新設、消滅等）がある場合の指摘・修正を依頼されましたが、これに対しては、当該リスト中松戸支処に係る一の町字について「区域界となる道路に接していますが、区域には含まれないと思われます。」と回答しました。

② 開発計画・開発行為の情報

【回答】

下総航空基地及び松戸支処の区域図（案）又はその周辺において、都市計画道路 1・3・1号北千葉道路の建設計画（高架構造）があることを、鎌ヶ谷市都市計画図を添えて回答しました。

③ 過去に発生した基本方針第4の2（1）の例示に該当すると思われる行為に関する情報

【回答】

本市において把握している該当情報がない旨回答しました。

それ以外の自治体（鎌ヶ谷市）としての意見の提出について

【回答】

上記①から③以外に、本市としての意見は出していません。

Q 6 住民の行動等に関する情報の提供と個人情報保護（施行）条例との関係について

【回答】

法第7条の規定による利用者等関係情報の提供は、個人情報の保護に関する法律第69条第1項の「法令に基づく場合」に該当するものとして対応します。また、鎌ヶ谷市個人情報の保護に関する法律施行条例との関係では、同条例第12条の規定に準じ、当該情報を提供したことを鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会へ報告します。また、ほかの件で、個人情報の保護に関する法律第69条を根拠として保有個人情報を提供した場合は、当該保有個人情報の本人にはその状況は伝えていませんので、本件もその前例に則した対応を行うものと考えられます。

Q 7 土地規制法での「買収」は結果的に軍事（防衛）用地の収用になるのかについて

【回答】

いわゆる土地規制法は、国が所管しており、本市が回答できる立場にありませんので、回答は差し控えさせていただきます。

Q 8 情報の提供要求などに対応するのは鎌ヶ谷市の法定受託事務または自治事務に当たるのかについて

【回答】

法第7条の規定による利用者等関係情報の提供事務は、法又は政令において地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とはされていないことから、同条第8項の規定する自治事務に該当すると考えます。

Q 9 「注視区域」決定までの間に鎌ヶ谷市民に対する説明会を行うことについて

【回答】

本件は国が所管する事業となりますので、本市が主体となって説明会を行う予定はありません。

Q 10 土地規制法の国への廃止要請について

【回答】

いわゆる土地規制法は、国が所管しており、本市が要請できる立場にありませんので、回答は差し控えさせていただきます。